

第4章 計画策定に当たっての考え方・方向性

- 1 計画策定の考え方
- 2 計画策定の方向性

第4章 計画策定に当たっての考え方・方向性

1 計画策定の考え方

- 前計画では、「那須塩原市発達支援システム」を仕組みと計画の両方の名称としていましたが、本計画では「那須塩原市発達支援システム」を仕組みの名称とし「那須塩原市発達支援システム推進計画」を計画の名称とします。
- 発達支援システムの考え方を従来の関係機関との情報共有だけでなく市の関係課や医療機関・療育機関・就労などの相談機関・相談支援事業所等で行っている事業と連携し、包括的な体制とすることで、より発展した、切れ目のない一貫した発達支援施策を推進します。

2 計画策定の方向性

- 前計画により構築された発達支援システムは、発達に支援が必要な子どもとその保護者からの期待が大きく、より充実した支援体制が求められていることから、本計画の基本理念や施策の方向、施策の体系は前計画を継承するものとし、事業の充実や新たな事業を加えより実効性のある施策とします。
- 発達支援に関する本市の現状や、つなぐ支援の同意者へのアンケート調査から抽出された課題をもとに、より利用者目線に立ち、子どもを支える家族の心にも寄り添いながら、一人ひとりに合った社会参加・自立につながるよう、関係課や関係機関との連携を強化し、包括的な発達支援システムの推進体制を整えます。
- 本計画から計画満了（平成33年度）時の各事業の目標を設定することにより、着実な進行管理を行えるようにし、実効性を確保して行きます。また、発達支援システムに係わる4つの体制（発達支援アドバイザー・発達支援体制協議会・実務者会議・庁内関係課会議）において、各専門分野の意見聴取や連携を図りながら、効果的な発達支援施策を推進できるよう努めていきます。